四

備考　表中の［　］の記載は注記である。

平成十八年総務省告示第二百四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	
五三　削除	
［五四～九二　略］	

改正後	
五三	
人命・財産の保護用	(一)　愛媛県松山市本町六丁目六―一（六五・四）
	(二)　愛媛県伊予郡砥部町田ノ浦三六四番地（三八九・四五）
［五四～九二　同上］	

改正前				
［一　略］				
二　放送業務用伝搬障害防止区域				
一　削除				
［二～一九　略］				
［三　略］				

改正後				
［一　同上］				
二　［同上］				
一	(一)　東京都港区東新橋一―六―一（一九八・二〇）	〇・〇〇 一・四〇	五〇	東京都港区　東新橋一丁目、東新橋二丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、西新橋三丁目、芝公園一丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目
	(二)　東京都港区芝公園四―二―八（一九六・五〇）			
［二～一九　同上］				
［三　同上］				

五

平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前		
一　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
	当該伝搬障害防止区域の範囲	電波伝搬路の地上投影面の中心線

改正後		
一　［同上］		
	当該伝搬障害防止区域の範囲	電波伝搬路の地上投影面の中心線